

## **第2編 ごみ処理基本計画**

# 第2編 ごみ処理基本計画

## 第1章 ごみ処理の現状

### 第1節 ごみ処理の流れとごみ組成

#### 1. 分別区分と手数料

本市の家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの4種類に分別しています。

なお、燃やせるごみ、燃やせないごみは有料収集で、資源物、危険ごみは無料収集です。

#### 分別区分と手数料

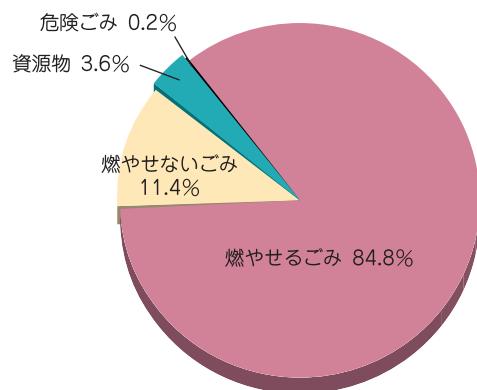
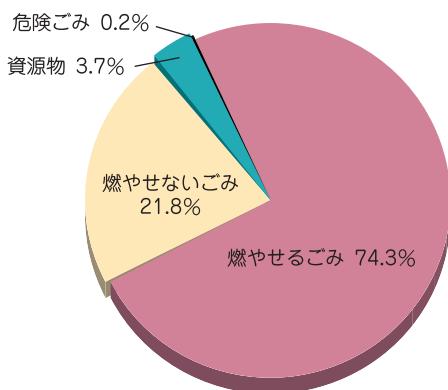
(平成22年9月末現在)

| 分別区分  |         | 主な品目   | 手数料 |                |
|-------|---------|--|-----|----------------|
| 家庭系ごみ | 燃やせるごみ  | 生ごみ、紙類、プラスチック類(薄い・軟らかいもの)、布類、草・花など                               | 有料  | 指定ごみ袋<br>ごみ処理券 |
|       | 燃やせないごみ | 木類(太い・かたまりのもの)、プラスチック類(厚い・かたまりのもの)、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類、小型家電製品など |     |                |
|       | 資源物     | ペットボトル、びん・かん、紙パック、白色トレイ  | 無料  | 中身が見える袋        |
|       | 危険ごみ    | スプレー缶・ガスカセット缶、乾電池、ガス・オイルライター、蛍光管、水銀体温計・温度計                       |     |                |

※指定ごみ袋は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、それぞれ10リットル袋(20円)、20リットル袋(40円)、30リットル袋(60円)、40リットル袋(80円)の計4種類。

※ごみ処理券は、長さが1m以内で指定ごみ袋に入らないごみには、80円券・160円券、長さが1mを超える個別に品目を指定するごみには、240円券の3種類。

排出割合は円グラフのとおりですが、平成20年10月の分別区分変更により、その後で燃やせるごみと燃やせないごみの割合が大きく変わりました。



一方、事業系ごみは、家庭系ごみと同じく、燃やせるごみ、燃やせないごみに分別するほかは、排出事業者において処理されています。

## 2. 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集は、全て民間事業者に委託され、分別区分や地区に応じて、週2回から月1回（農村地区は週1回から月2～3回）のステーション収集をしています。

平成21年度末のごみステーション設置数は6,027カ所です。

### 収集・運搬体制

(平成22年9月末現在)

| 分別区分  |             | 収集区域 | 収集回数       | 収集車両           | 車両台数     |
|-------|-------------|------|------------|----------------|----------|
| 家庭系ごみ | 燃やせるごみ      | 市街地  | 週2回        | パッカー車<br>平ボディ車 | 12台      |
|       |             | 農村地区 | 週1回        |                | 1台       |
|       | 燃やせないごみ     | 市街地  | 週1回        |                | 3台       |
|       |             | 農村地区 | 月2～3回      |                | (1台)     |
|       | 資源物<br>危険ごみ | 市街地  | 月2回<br>月1回 |                | 3台<br>1台 |
|       |             | 農村地区 | 月2回        |                | (1台)     |

※農村地区は1台で収集

なお、市で収集しない家庭系ごみについては、収集運搬許可業者による収集か、市民自身による施設への直接搬入となり、適正処理困難物など市の施設で処理ができないものは、収集運搬許可業者や専門業者が収集処理しています。

一方、事業系ごみについては、排出事業者の責任で処理することとなります。事業者自ら施設に直接搬入する場合と、収集運搬許可業者に収集を依頼する場合があります。

## 3. ごみ処理フロー

燃やせるごみ、燃やせないごみは収集後、環境クリーンセンターで中間処理（破碎・熱分解）し、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

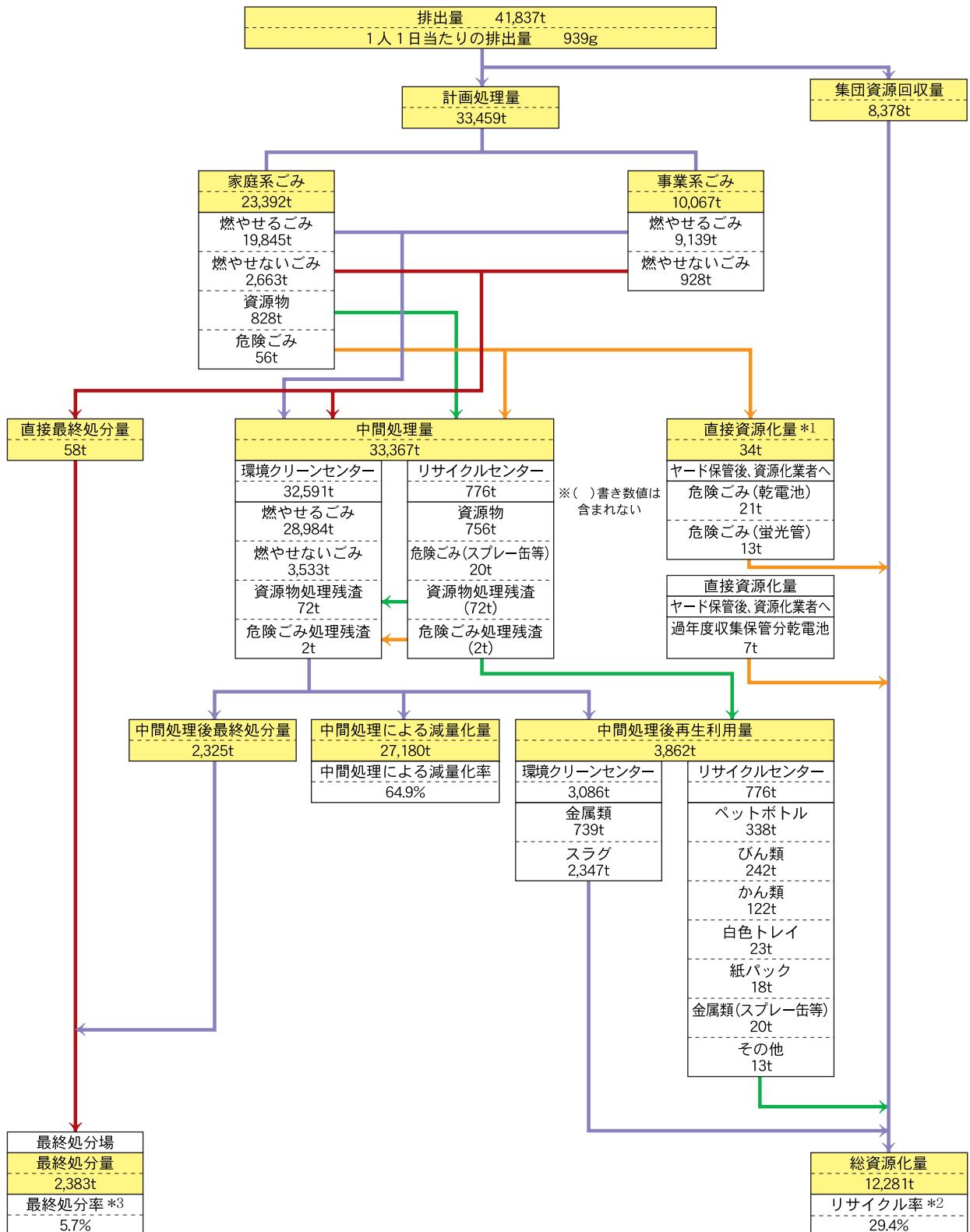
資源物は収集後、リサイクルセンターで中間処理（選別・圧縮・梱包）を行い、資源化業者に売却して資源化しています。

また、危険ごみは収集後、その種類に応じて、リサイクルセンターでの中間処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

ごみ処理の詳細は、次ページのフロー図に示すとおりです。

\* 適正処理困難物：タイヤ・バッテリー・ガスボンベ類など。

ごみ処理フロー図（平成21年度実績）



\*1 直接資源化量：中間処理施設での処理を経ずに再生業者等により処理される量

\*2 リサイクル率：総資源化量を排出量で除した値

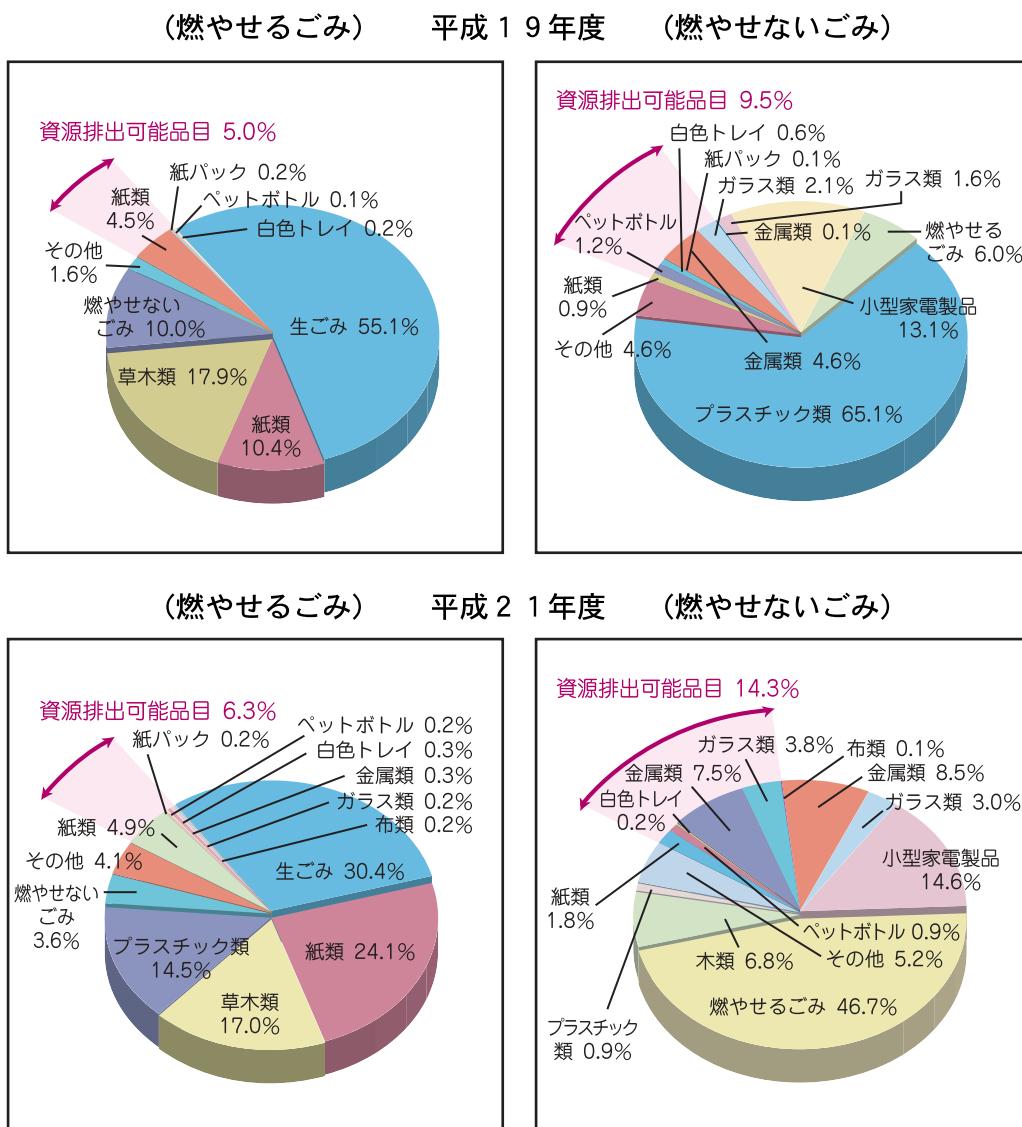
\*3 最終処分率：最終処分量を排出量で除した値

#### 4. ごみ組成

ごみ組成については、家庭系ごみは市内4地区のごみステーションからの抽出により、事業系ごみは環境クリーンセンターに搬入した許可業者車両からの抜取りにより、調査を行いました。

調査結果はグラフのとおりですが、平成20年10月にプラスチック類、木類について、燃やせるごみ、燃やせないごみの分別区分変更を行ったことから、変更の前後で組成が大きく変化しています。

##### 【家庭系ごみ】



##### 家庭系ごみ組成分析の実施状況

実施時期 平成21年6月・11月

抽出場所 世帯構成に特徴のある次の市内4地区のごみステーション

単身世帯の多い文京台、新興住宅地の緑ヶ丘、古くからの住宅地の一番町、高齢者世帯の多い大麻高町

検体抽出量 燃やせるごみ 1,410kg、燃やせないごみ 1,174kg

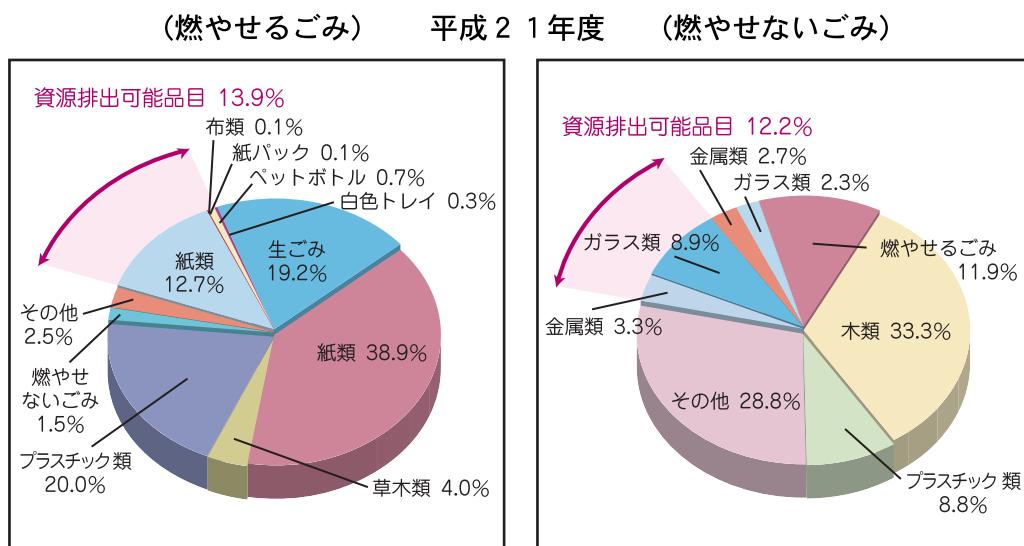
### ○燃やせるごみの組成

生ごみが最も多く、次いで紙類、草木類、プラスチック類が多くを占めています。なお、資源として出せるものが6.3%含まれています。

### ○燃やせないごみの組成

小型家電製品、金属類、ガラス類などのほか、燃やせるごみとして分別すべき軟らかいプラスチック類などが46.7%となっています。なお、資源として出せるものが14.3%含まれています。

## 【事業系ごみ】



### ○燃やせるごみの組成

生ごみ、紙類、プラスチック類が多くを占めています。なお、資源として出せるものが13.9%含まれています。

### ○燃やせないごみの組成

木類や硬いプラスチック類などのほか、燃やせるごみとして分別すべき軟らかいプラスチック類などが11.9%となっています。なお、資源として出せるものが12.2%含まれています。

## 事業系ごみ組成分析の実施状況

実施時期 平成21年9月

抽出車両 収集運搬許可業者車両8台（環境クリーンセンター搬入分）

検体抽出量 燃やせるごみ1,365kg、燃やせないごみ576kg